

電気新聞及びホームページ 公告文

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令並びに技術基準の解釈改正要請 及び民間規格の一部改定の審議について

日電規委 22 第 02 号
平成 22 年 4 月 23 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（以下「火技省令」という）並びに発電用火力設備に関する技術基準の解釈（以下「火技解釈」という）の改正要請を経済産業省原子力安全・保安院に提出すること及び民間規格の一部改定について、平成 22 年 6 月の委員会で審議・評価することを予定しておりますので、お知らせいたします。ご意見のある方は理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 民間自主規格「変電所等における電気設備の耐震設計指針」(JESC E0001)の改定について
- (2) 民間自主規格「電力貯蔵用電池規程」(JESC E0007)の改定について
- (3) 民間自主規格「発電用蒸気タービン規程」(JESC T0003)の改定について
- (4) 燃料電池発電設備の火技省令に係わる改正要望について

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

- (1) 民間自主規格「変電所等における電気設備の耐震設計指針」(JESC E0001)の改定について
 - a. 改正案を要請した委員会
(社)日本電気協会 発電変電専門部会
 - b. 改正案の趣旨、目的、内容等
今回の改定は、前回の改定から今日までに発生した地震被害等を調査して同指針に示す設計基準の妥当性を確認することや、指針に引用している関連法規、規格類の改正に伴う不整合の解消を図ること等を目的とするものである。
- (2) 民間自主規格「電力貯蔵用電池規程」(JESC E0007)の改定について
 - a. 改正案を要請した委員会
(社)日本電気協会 発電変電専門部会
 - b. 改正案の趣旨、目的、内容等
今回の改定は、電気事業法施行規則等の一部改正に係る留意事項、及びニッケル水素電池に関する技術的事項等を反映することを目的とするものである。
- (3) 民間自主規格「発電用蒸気タービン規程」(JESC T0003)の改定について
 - a. 改正案を要請した委員会
(社)日本電気協会 火力専門部会

b. 改正案の趣旨, 目的, 内容等

発電用蒸気タービンは, コンバインドサイクル発電の普及, 蒸気条件の向上, 大容量化, 効率向上といった面で著しい技術的進歩を遂げている。そこで, 関連する最新法令・規格等との整合を取るとともに, 最新の技術情報やデータを盛り込むための改定である。

(4) 燃料電池発電設備の火技省令に係わる改正要望について

a. 改正案を要請した委員会

(社)日本ガス協会 燃料電池システム技術基準検討部会

b. 改正案の趣旨, 目的, 内容等

一般用電気工作物に位置付けられ, 今後家庭用を中心に普及が見込まれる小規模の固体酸化物型燃料電池(以下 SOFC)について, 燃料ガスを通ずる部分が大気に開放された SOFC システムに限定して, その耐圧部分に設置が義務付けられた過圧防止装置の省略を可能とするため, 火技省令及び火技解釈の改正要請を行うものである。

3. 改正要請の提出予定

平成 22 年 6 月以降

4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で, 関連資料の閲覧が可能です。また, 郵送による資料の送付も行っておりますので, その際はお問い合わせください。ただし, 複写代及び郵送料については実費をご負担願います。

(問い合わせ先・意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局 ((社)日本電気協会内)

電 話 : 03-3216-0553 (内線 269)

F A X : 03-3214-6005

E-mail : staff@jesc.gr.jp

所在地 : 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルディング北館 4F

5. 意見提出期間

受付開始日 平成 22 年 4 月 23 日(金)

受付終了日 平成 22 年 5 月 24 日(月)

6. 注意事項

ご意見は, 氏名・連絡先(住所, 電話番号, FAX 又は電子メールアドレス)を明記し, 書面若しくは電子メールにてご提出くださるようお願いいたします。

また, いただきましたご意見等につきましては, 連絡先を除き, ご意見の要約又はすべてが公開される可能性があることをご了承ください。

備考: 日本電気技術規格委員会は, 電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議, 承認する公正・中立な民間規格評価機関として平成 9 年に設立された委員会で, 上記案件は, 委員会の規約に基づいて公表するものです。